

2023年5月22日

贈与部規則および文化体育部規則の改定について

標記の件、「贈与部規則」については共済組合員の利便性向上を図ることなどを目的として、また、「文化体育部規則」については各部の収支管理の徹底を図るために、下記のとおり各規則の一部を改定したい。

記

1. 「贈与部規則」の改定（別紙1）

(1)改定内容

第12条に定めた各種贈与金申請の添付資料（副申書を除く）について、全て「写し」による提出を認める。

(2)改定の目的

- ・共済組合の贈与金申請について、可能な限りワークフローでの申請を可能とするため。
- ・共済組合員の申請コストを軽減するため。

(3)施行日

2023年6月1日とする。

2. 「文化体育部規則」の改定（別紙2）

(1)改定内容

第10条に第4項を追加し、予算実行状況の報告の際の証憑添付を義務付ける。

(2)改定の目的

部活動における収支管理の徹底を図ることで、使途不明金の発生を防ぎ、各部の健全な運営を推進するため。

(3)施行日

2023年6月1日とする。

以上

贈与部規則 改定案

色塗…改定箇所

現行	改定案
<p>(1947. 6. 30制定) (2022. 5. 24最終改定)</p> <p>第1～11条 …省略</p> <p>第12条 第2条の贈与金を受ける者は申請書に次の書類を添付し所属上長（会社業務組織中の部課長、現業長およびこれに準ずる者をいう）の認証をえて理事長に提出する。</p> <p>但し、医療金および家族医療金については第15条（2）の所定の仮申請をする場合を除き、前項の申請手続きを要しないものとする。</p> <p>(1) 介護休業手当金については医師の証明書、介護者所属会社の人事担当部署の責任者副申書を付け加える。</p> <p>(2) 死亡弔慰金については戸籍謄本</p> <p>(3) 災害見舞金については市区町村長の証明書</p> <p>(4) 出産祝金については戸籍謄本または抄本</p> <p>(5) 入学祝金については就学通知書(写)または入学証明書(写)</p> <p>(6) 結婚祝金については戸籍謄本または抄本</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか贈与に関し必要と認める書類を提出させることができる。また、やむをえない場合はその事実を証明しうる書類をもって各号にかえることができる。</p> <p>第13～15条 …省略</p>	<p>(1947. 6. 30制定) (2023. 6. 1最終改定)</p> <p>第1条～11条 …省略</p> <p>第12条 第2条の贈与金を受ける者は申請書に次の書類を添付し所属上長（会社業務組織中の部課長、現業長およびこれに準ずる者をいう）の認証をえて理事長に提出する。</p> <p>但し、医療金および家族医療金については第15条（2）の所定の仮申請をする場合を除き、前項の申請手続きを要しないものとする。</p> <p>なお、副申書を除く添付書類については、「写し」による提出を認める。</p> <p>(1) 介護休業手当金については医師の証明書、介護者所属会社の人事担当部署の責任者副申書を付け加える。</p> <p>(2) 死亡弔慰金については戸籍謄本</p> <p>(3) 災害見舞金については市区町村長の証明書</p> <p>(4) 出産祝金については戸籍謄本または抄本</p> <p>(5) 入学祝金については就学通知書または入学証明書</p> <p>(6) 結婚祝金については戸籍謄本または抄本</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか贈与に関し必要と認める書類を提出させることができる。また、やむをえない場合はその事実を証明しうる書類をもって各号にかえることができる。</p> <p>第13～15条 …省略</p>

文化体育部規則 改定案

色塗…改定箇所

現行	改定案
<p>(1953.4.1制定) (2019.4.1最終改定)</p> <p>第1～9条 …省略</p> <p>第10条 文化体育部の各部は運営状況に関して、次の各項目について年度末に文化体育部長あてに報告するものとする。</p> <p>(1) 構成人員 部を運営するための最低人員数と現在の加入部員数および部員の所属する会社名・共済組合番号</p> <p>(2) 活動状況 1年間の具体的な活動状況と次年度の活動予定ならびに活動保険の付保状況</p> <p>(3) 実績と予算 1年間の具体的な活動状況に伴う予算執行状況と次年度予算の具体的な収支提案</p> <p>第11条 …省略</p>	<p>(1953.4.1制定) (2023.6.1最終改定)</p> <p>第1～9条 …省略</p> <p>第10条 文化体育部の各部は運営状況に関して、次の各項目について年度末に文化体育部長あてに報告するものとする。</p> <p>(1) 構成人員 部を運営するための最低人員数と現在の加入部員数および部員の所属する会社名・共済組合番号</p> <p>(2) 活動状況 1年間の具体的な活動状況と次年度の活動予定ならびに活動保険の付保状況</p> <p>(3) 実績と予算 1年間の具体的な活動状況に伴う予算執行状況と次年度予算の具体的な収支提案</p> <p>(4) その他 前項における予算執行状況の報告に際しては、支出の内容を証する証憑を添付するものとする。</p> <p>第11条 …省略</p>